

【再募集期間 11月7日(月)~1月31日(火)】

迷惑電話防止に効果大 【令和4年度事業】 通話録音装置等の設置経費補助

高齢者世帯を狙った、電話 de 詐欺やしつこい迷惑電話が多発しています。市では電話による消費者被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。予約や申請の手続きはご家族など本人以外でも行うことができます。

「ひとり住まいの親が高齢なのでトラブルに巻き込まれたらどうしよう」、「家族が仕事や学校に出ている日中は高齢の親だけなので心配だ」など気になる方は、設置を検討されてはいかがでしょうか。

補助対象となる方

市内に住民登録を有する65歳以上の方で、市税を滞納していない、以下のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方のみの世帯
- ② 家族と同居しているが、日中は65歳以上の方のみとなることが常態である世帯



補助の金額

対象電話機の設置経費の3/4以内(消費税を含む) 10,000円を限度
※設置経費には、電話機の購入費用のほか取付工事費用も含まれます。
※先着順、予算額に達し次第終了となります。

対象電話機

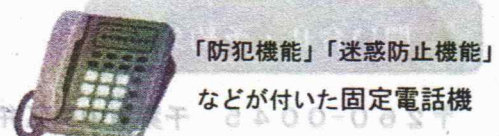
【通話録音装置】 既存の固定電話に取り付けて、通話着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの。

【着信拒否装置】 既存の固定電話に取り付けて、相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する等の機能があるもの。

※発信番号表示サービスを契約し、別途加入料及び毎月の維持管理料が必要です。

「通話録音装置」又は「着信拒否装置」の機能がついている固定電話機

(イメージ)



補助金交付申請の流れ

事前問い合わせ・予約 (申請者) 予算の範囲内で先着順となることから、消費生活センターに必ず電話で予約をしてください。その折に、注意事項等をご説明します。 ※予約をしないと申請受付はできません。
 【予約開始 11/7～】
 予約受付時間 平日 8:30～17:30
 ※年末年始(12/29～1/3)は除く

対象電話機を購入する (申請者) 販売店等で領収書(日付、申請者氏名、品名の記載有)、カタログ等をもらう。

申請書を提出する (申請者) 様式第1号 設置補助金交付申請書兼実績報告書に添付書類を添えて消費生活センターへ郵送又は持参します。
 【受付期間 11/7～1/31】
 (添付書類)
 ・領収書(日付、申請者氏名、品名の記載有) コピー可
 ・世帯全員の住民票 コピー不可
 ・カタログ等、機器の機能が確認できるもの コピー可
 ・暴力団排除に関する誓約書

交付決定通知 (市より郵送) 設置補助金交付決定兼確定通知書が自宅に郵送されます。
 【申請から2～3週間後】 (審査で不適正となった場合には、不交付通知となります。)

請求書の提出 (申請者) 様式第3号 設置補助金請求書に添付書類を添えて消費生活センターへ郵送又は持参します。
 【通知から2週間以内】
 (添付書類)
 ・振込口座通帳等のコピー

補助金の振込 指定口座に補助金が振り込まれます。

【請求書の提出から約1ヶ月後】 ※振込通知はありませんので、ご自身で口座を確認ください。

- ※注意事項
- ・補助対象となるのは対象電話機本体(子機などを含む)のみとなります。SDカードやあんしん延長保証等に係る経費は対象外となります。
 - ・書類を郵送する場合には、郵便局等で郵便料金を確認し、不足の無いように切手を貼付してください。
 - ・提出された書類に不備があった場合には、適宜補正をお願いすることがあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

問い合わせ・予約先

千葉県迷惑電話補助金

〒260-0045 千葉市中央区弁天1丁目25番1号

千葉市消費生活センター ☎207-3601～3603 (平日8:30～17:30)